

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目11番1号
株式会社エス・エム・エス
代表取締役社長 後 藤 夏 樹

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時（開場：午前9時）
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 「瑞雲（ずいうん）」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第13期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.bm-sms.co.jp/ir/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 概況

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率 (%)
売上高	15,056,370	19,069,101	4,012,730	26.7
営業利益	2,079,418	2,756,539	677,121	32.6
経常利益	2,693,494	3,509,785	816,291	30.3
親会社株主に 帰属する 当期純利益	1,824,448	2,265,512	441,064	24.2

当社グループは「高齢社会に適した情報インフラを構築することで価値を創造し社会に貢献し続ける」をグループミッションに掲げ、事業領域を介護・医療・キャリア・ヘルスケア・シニアライフと定義し、情報がコアバリューとなるサービスを数多く展開しています。

当社グループの事業領域である高齢社会に関連する市場は年々拡大し、今後もさらに拡大が見込まれています。

日本においては、高齢者人口（65歳以上）が平成27年10月1日時点で約3,392万人、人口構成比26.7%に達し、世界で最も高い水準となっています。また、それに伴い介護費、医療費も急増し、それぞれ10兆円、40兆円に達しています。（注1）

アジア・オセアニア地域においては、人口増加や経済発展を背景に医療・ヘルスケア市場が急拡大しており、医療費は112兆円（注2）と日本の2倍以上の規模となっています。

このように高齢社会に関連する市場は年々拡大していますが、市場拡大とともに増加する多様な情報を収集・整理・伝達する仕組みが不十分であるため、情報発信者は伝えたい情報を十分に伝えられず、情報受信者は得たい情報を十分に得られないという弊害が発生しています。このため、適正な情報発信・受信に対するニーズはますます高まり、当社グループにとって膨大な事業機会が生まれるものと認識しています。

当社グループはそのような事業機会をいち早く捉え、様々な事業を提供しています。

人手不足が続く介護・医療分野のキャリア関連事業（人材紹介、求人情報サービス）では、早くから介護・医療に特化し市場を切り拓いてきました。今後も高齢者人口の拡大を背景に長期的且つ持続的な発展を実現していきます。

介護事業者向け経営支援サービス（カイボケ）では、保険請求サービスに加え、採用や営業支援、業務改善等のサービスも提供し、介護事業者の経営全般を総合的に支援しています。介護事業者に対し経営改善という新たな価値を提供することで、成長を加速させていきます。

さらに、平成27年10月にアジア・オセアニア地域12カ国と香港で医薬情報サービスを展開するMIMSグループを買収しました。1963年に創業し50年以上にわたる歴史をもつMIMSブランドは域内で圧倒的な知名度を誇り、医療従事者の会員数は約200万人にのぼっています。とりわけ医師は多くの国で高い会員登録率を有しています。また、その強固な会員基盤を活かし、域内の製薬企業との間で幅広い取引関係を構築しています。MIMSグループをアジア・オセアニア地域での事業展開の核とすることで、海外戦略を強力に推進し、さらなる成長を実現していきます。

当社グループは今後も拡大する市場から生まれる事業機会を捉え、新たなサービスを次々と数多く生み出していきます。そして、それらを有機的に結びつけることでさらに事業を拡大し、社会に貢献し続けていきたいと考えています。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は以下のとおりです。

売上高は、キャリア関連事業の拡大、「カイボケ」の経営支援サービスへのリニューアルに伴う価格改定及び平成27年10月に買収したMIMSグループの寄与により、19,069,101千円（前年同期比26.7%増）となりました。

営業利益は、「カイボケ」の業績が拡大し、2,756,539千円（前年同期比32.6%増）となりました。

経常利益は、持分法投資利益が増加し、3,509,785千円（前年同期比30.3%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、2,265,512千円（前年同期比24.2%増）となりました。

- (注) 1. 高齢者人口・構成費：総務省統計
 介護費：平成26年度、厚労省資料（介護保険総費用）
 医療費：平成26年度、厚労省統計
 2. 平成25年、WHO統計

② 分野別の概況

当社グループでは、介護・医療・キャリア・ヘルスケア・海外の5分野を事業部門として開示しています。また、介護分野は事業者経営支援と新規事業の2つに、キャリア分野は介護・医療それぞれの人材紹介事業と人材メディア事業の4つに細分化しています。

<分野・事業別売上高>

(単位：千円)

事業部門	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率 (%)
介護分野	1,884,730	2,972,250	1,087,519	57.7%
事業者経営支援	1,537,092	2,551,031	1,013,939	66.0%
新規事業	347,638	421,218	73,580	21.2%
医療分野	784,452	657,211	△127,241	△16.2%
キャリア分野	11,603,488	12,720,778	1,117,289	9.6%
介護 人材紹介	1,090,213	1,326,583	236,370	21.7%
介護 人材メディア	1,589,795	1,946,179	356,384	22.4%
医療 人材紹介	7,450,948	7,876,657	425,709	5.7%
医療 人材メディア	1,472,531	1,571,357	98,826	6.7%
ヘルスケア分野	42,984	117,801	74,817	174.1%
海外分野	740,714	2,601,059	1,860,345	251.2%
合計	15,056,370	19,069,101	4,012,730	26.7%

<介護分野>

事業者経営支援においては、介護事業者向け経営支援サービス「カイボケ」の業績が前年同期を大きく上回りました。同サービスについては、これまで提供してきた介護保険請求ソフトだけでなく、介護事業者が直面する様々な経営課題の解決を支援する総合的な経営支援サービスへのリニューアルを実施し、それに伴い平成26年10月より価格を改定しました。価格改定後の会員数は平成27年3月に純増に転じ、現在は会員の純増トレンドが定着、そのペースは拡大しています。さらに、小規模事業者だけでなく、中規模事業者やフランチャイズ等複数拠点をもつ法人の開拓にも力を入れています。

以上の結果、介護分野の当連結会計年度の売上高は、2,972,250千円（前年同期比57.7%増）となりました。

<医療分野>

看護師向け通販は、カタログからWebへの切り替えにより、売上高は前年同期を下回るも、利益水準は改善しました。

また、病院事務長向け経営情報サービス等の新サービスの媒体力が向上し、重要なステークホルダーとの接点が増加しています。その媒体力を活かし、病院事務長向け購買支援サービス等の拡充に注力しています。

以上の結果、医療分野の当連結会計年度の売上高は、657,211千円（前年同期比16.2%減）となりました。

<キャリア分野>

人材紹介においては、看護師向け人材紹介サービス「ナース人材バンク」、ケアマネジャー向け人材紹介サービス「ケア人材バンク」及び理学療法士/作業療法士/言語聴覚士向け人材紹介サービス「PT/OT人材バンク」の業績が、営業人員の増員等により順調に推移しました。また、その他のメディカル向け人材紹介サービスの業績も、対応職種の拡大と営業人員の増員等により順調に推移しました。

人材メディアにおいては、介護/福祉職向け求人情報サービス「カイゴジョブ」や看護師向け求人情報サービス「ナース専科求人ナビ」の業績が順調に推移しました。

以上の結果、キャリア分野の当連結会計年度の売上高は、12,720,778千円（前年同期比9.6%増）となりました。

<ヘルスケア分野>

ヘルスケア分野においては、特定のセグメントやテーマでサービス開発を推進しています。認知症をテーマとした情報ポータルサイト「認知症ねっと」は、社会的ニーズの増加やコンテンツの充実により閲覧数が急増し、多くの認知症患者・予備軍及びそのご家族にご利用頂いています。また、エンドユーザ向け健康に関するQ&Aサイト「なるカラ」や管理栄養士/栄養士向けコミュニティサイト「エイチエ」等の業績も順調に推移しました。

以上の結果、ヘルスケア分野の当連結会計年度の売上高は、117,801千円（前年同期比174.1%増）となりました。

<海外分野>

海外分野においては、平成27年10月にアジア・オセアニア地域12カ国と香港で医薬情報サービスを展開するMIMSグループを買収しており、売上の増加要因となっています。

また、スリランカにおいて患者向け医師予約サービスを提供しているeChannelling PLCを前連結会計年度6月に子会社化しており、同社も売上の増加要因となっています。さらに、オーストラリアにおいて病院向けに医療費請求プロセス電子化サービスを提供しているEHEALTHWISE SERVICES PTY LTD、韓国において看護師向けコミュニティサービスを提供しているSenior Marketing System Korea Co., Ltd.（旧 NURSCAPE CO., LTD.）の業績も順調に推移しました。

以上の結果、海外分野の当連結会計年度の売上高は、2,601,059千円（前年同期比251.2%増）となりました。

なお、MIMSグループの業績は以下のとおり、3ヶ月遅れにて連結しています。

- ・ 貸借対照表：MIMSグループの平成27年12月末時点の貸借対照表を、当社グループの当第4四半期連結会計期間末に連結
- ・ 損益計算書：MIMSグループの平成27年10月から12月の損益計算書を、当社グループの第4四半期連結会計期間に連結

よって、当社グループの当連結会計年度の損益計算書には、MIMSグループの3ヶ月分の業績のみを連結しております。なお、当連結会計年度における当社グループの損益計算書に連結したMIMSグループの売上高は1,581,190千円となっています。

(参考) 当社グループにおける業績の季節偏重について

当社グループの業績は、第1四半期連結会計期間及び第4四半期連結会計期間に売上高が偏重する傾向があります。

人材紹介サービスにおいては、当社グループで紹介した求職者（看護師等）が求人事業者に入社した日付を基準として売上高を計上しています。そのため、配置転換、入退社等、一般的に人事異動が起こりやすい4月に売上高が偏重する傾向があります。

求人情報サービスにおいては、広告の掲載や広告への応募があった日付を基準として売上高を計上しています。求人事業者は一般的に人事異動が起こりやすい4月に先駆けて広告活動を積極化するため、売上高が第4四半期連結会計期間に偏重する傾向があります。看護学生向け就職情報誌においては、就職情報誌が発行される第4四半期連結会計期間に売上高が偏重する傾向があります。

MIMSグループの業績においては、薬剤情報を掲載する冊子の発行回数が下期に偏ること、また、顧客である製薬会社が年度末である12月に向かい広告宣伝費用の支出を強めていく傾向があること等から、第4四半期連結会計期間を含む下期に売上高が偏重する傾向があります。

(2) 設備投資の概況

当連結会計年度における設備投資額は902,690千円です。

主な内容は、介護事業者向け経営支援サービス「カイボケ」で使用するソフトウェア541,353千円及び統合業務基幹システム（ERP）に係る投資50,718千円です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、MIMSグループの買収資金として、金融機関より短期借入金として19,000,000千円の調達を行いました。

(4) 重要な企業再編等の状況

当連結会計年度における子会社設立等の状況

当社は、平成27年4月1日付で、株式会社エイルの発行済株式の72.2%を取得し連結子会社としました。また、同年12月18日付で株式の追加取得を行い、出資比率は77.3%となっています。

当社は、平成27年8月6日付で、シンガポールにて当社100%*出資にてWadoc Pte. Ltd. を設立し、連結子会社といたしました。

当社は、平成27年10月7日付で、MIMSグループの持株会社であるMedica Asia (Holdco) Limited<イギリス>の発行済株式の60.0%を取得し連結子会社といたしました。また、同社の連結子会社化に伴い、MIMS Pte. Ltd.、美迪医薬信息咨询（上海）有限公司、KIMS Limitedの特定子会社3社（それぞれ発行済株式の60.0%を取得*）も連結子会社化しています。

当社は、平成28年1月22日付で、持分法適用関連会社である株式会社Qlifeの当社保有株式を全株売却いたしました。

当社は、平成28年3月1日付で、株式会社ピュアナースを、株式会社エス・エム・エスキヤリアと合併いたしました。

当社は、平成28年3月28日付で、当社が100%出資する連結子会社SMS Vietnam Company Limited. の全持分を、当社の持分法適用関連会社であるLuvina Software Joint Stock Companyの子会社、ルビナソフトウェアジャパン株式会社へ譲渡いたしました。

*：間接保有分を含む

(5) 対処すべき課題

当社グループでは、次の4点を重要課題として取り組んでいます。

① キャリア関連事業の強化

当社グループは、キャリア関連事業の継続的成長が、当社グループの成長の土台になると考えています。

これまで、看護師人材紹介を中心とするキャリア関連事業は、強い競争力をもち、規模を拡大してまいりました。今後、そのビジネスモデルをより強固にするとともに周辺領域を拡張し、キャリア関連事業のさらなる成長を目指すため、同事業に最適な組織、人材マネジメント、企業文化を構築する必要があります。

そのため、平成27年1月にキャリア関連事業を当社から分割し、株式会社エス・エム・エスカリアとして新設しました。同社の運営を軌道に乗せ、今後の成長に必要な規模拡大を実現するため、新しい人材マネジメントの運用定着、積極的な人材の育成や価値観の共有を基点とした企業文化の醸成を推進していきます。

② 介護事業者向け経営支援サービスの強化

当社グループは、介護事業者向け経営支援サービス「カイボケ」が今後当社グループの成長を牽引する事業になると考えています。

在宅介護事業者は約8割が中小規模の事業者で、さらに、その約半数が赤字といわれています。今後、日本の介護サービスの品質向上には、中小規模の事業者の財務の改善及び業務の効率化が必要不可欠です。

このようなニーズを踏まえ、当社グループは前述のとおり、同サービスを平成26年2月に総合的な経営支援サービスにリニューアルし、価格を改定いたしました。

同サービスはこれまでなかった全く新しいサービスですが、リニューアル後順調に顧客は増加しておりサービスの価値をご理解頂いているものと考えています。今後、さらに成長を加速させていくためには、新たな顧客を獲得していくこと、提供価値を増加させていくことが重要となります。

そのため、当社グループでは、小規模事業者会員の拡充及び中規模事業者やフランチャイズ等複数拠点をもつ法人の開拓、訪問看護等新しい顧客へのサービス提供範囲の拡大、ファクタリング等周辺サービスの拡充を推進していきます。

③ MIMSグループ事業の強化

当社グループは、アジア・オセアニア地域12カ国と香港で医薬情報サービスを展開するMIMSグループをアジア・オセアニア地域での事業展開の核とすることで、海外戦略を強力に推進できると考えています。

MIMSグループが発行する薬剤情報誌には、ほとんどの先発医薬品の情報を製薬企業が掲載し、医療従事者に広く利用されており、その業績も安定しています。今後、同グループをさらに成長させていくためには、経営体制の強化や、既存事業の発展、新規事業の開発が重要となります。

そのため、経営管理体制の強化、既存事業のWeb化、人材関連サービスやクリニック向け経営支援サービス等当社グループのノウハウを活かした新規事業の開発の推進等を実施していきます。

④ 新規事業の開発・育成

当社グループは、介護・医療・ヘルスケア・シニアライフ・海外の各領域において、新規事業を次々と創造・拡大し、さらなる成長を実現します。

今後も高齢社会に関連する市場の拡大が見込まれるなか、当社グループが確実に事業機会を捉えていくためには、次々と市場に求められる事業を開発・育成・運営できる人材の確保が不可欠であると考えております。また、先行優位性が働きやすい「高齢社会の情報インフラ」市場において、素早く新規事業を立ち上げ続けることで、膨大な事業機会を捉えていく必要があると考えております。

そのため、事業を創造・拡大するために必要な人材を積極的に採用し、育成していくとともに、自社の経営資源のみに頼ることなくM&Aを効果的に活用し、早期に事業創造・拡大することに努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第 13 期
	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売 上 高 (千 円)	10,181,408	12,046,248	15,056,370	19,069,101
営 業 利 益 (千 円)	1,570,632	1,730,454	2,079,418	2,756,539
経 常 利 益 (千 円)	1,990,135	2,340,318	2,693,494	3,509,785
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	1,226,948	1,380,111	1,824,448	2,265,512
1株当たり当期純利益(円)	59.43	67.16	44.72	55.86
総 資 産 (千 円)	6,948,447	8,406,547	11,421,131	41,689,802
純 資 産 (千 円)	5,153,778	6,074,888	6,923,242	13,157,666
1株当たり純資産額(円)	247.55	293.57	168.03	211.03

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。

3. 当社は平成25年2月22日開催の取締役会決議により、平成25年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割しました。第10期における1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しています。

当社は平成26年11月19日開催の取締役会決議により、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割しました。第12期における1株当たり当期純利益及び純資産額については、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しています。

(7) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況

(平成28年3月31日現在)

(国内)

会社名	住所	資本金	当社の 議決権 比率	主要なサービス内容
株式会社エス・エム・エ スキャリア (注1)	東京都港区	100 百万円	100%	人材紹介、求人情 報等
株式会社エス・エム・エ スサポートサービス	北海道札幌市 中央区	25 百万円	100%	当社グループサー ビスにおけるコール センター業務
株式会社エイル (注1)	東京都港区	39 百万円	77.3%	多職種連携ツール
株式会社エス・エム・エ スメディケアサービス	東京都港区	25 百万円	100%	通所・訪問介護等 の介護事業
株式会社エス・エム・エスフイ ンシャルサービス	東京都港区	15 百万円	100%	ファクタリング事 業等

(海外)

会社名	住所	資本金	当社の 議決権 比率	主要なサービス内容
SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD. (注1)	シンガポール	36 百万 シンガポールドル	100%	海外事業の統 括、海外の事業 会社に対する投 資等
Senior Marketing System Korea Co., Ltd. (注2)	韓国	130百万 ウォン	80% (80%)	看護師向けコ ミュニティ、求 人情報等
SMS PHILIPPINES HEALTHCARE SOLUTIONS INC. (注1) (注2)	フィリピン	33.4 百万ペソ	99.997% (99.997%)	フィリピンで の事業開発等
PT. SENIOR MARKETING SYSTEM INDONESIA (注1) (注2)	インドネシア	8,720 百万イン ドネシアルピア	100% (99.4%)	インドネシア での事業開発等
PT. MEETDOCTOR (注1) (注2)	インドネシア	5,814 百万イン ドネシアルピア	100% (100%)	インドネシア 国内における 医療ポータル 事業の運営
eChannelling PLC (注1) (注2)	スリランカ	93 百万 スリランカルピー	87.6% (87.6%)	患者向け医師 とのアポイント メントサービス 等
EHEALTHWISE SERVICES PTY LTD (注2)	オーストラリア	1オーストラリア ドル	100% (100%)	病院向け医療 費請求プロセス 電子化サービス 等

会社名	住所	資本金	当社の 議決権 比率	主要なサービス 内容
Medica Asia (Holdco) Limited (注3)	イギリス	127.50 ポンド	60%	持株会社
MIMS Pte. Ltd. (注1) (注2)	シンガポール	13.7 百万 シンガポールドル	60% (60%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
KIMS Limited (注1) (注2)	韓国	1,600 百万 ウォン	60% (60%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
MIMS (Shanghai) Ltd. (注1) (注2)	中国	3百万 米ドル	60% (60%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
Wadoc Pte. Ltd. (注1) (注2)	シンガポール	800 千 シンガポールドル	60% (60%)	アジアでのクリニック向けCIS及び経営支援事業
MIMS (NZ) Limited (注1) (注2)	ニュージーランド	4.1 百万 ニュージーランド ドル	60% (60%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス

(注) 1. 特定子会社に該当しています。

2. 議決権比率欄内の () 内は、間接所有割合です。

3. 平成27年10月7日にMedica Asia (Holdco) Limitedの株式60%を取得し、同社を含むMIMSグループ各社を連結子会社といたしました。

② 関連会社の状況

(平成28年3月31日現在)

会社名	住所	資本金	当社の 議決権 比率	主要なサービス 内容
エムスリーキャリア株式会社	東京都港区	50 百万円	49%	医師/薬剤師向け人材紹介等
Luvina Software Joint Stock Company	ベトナム	14,528 百万 ベトナムドン	21.5%	ソフトウェア開発等

(注) 議決権比率欄内の () 内は、間接所有割合です。

(8) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループでは、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで価値を創造し社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げています。

高齢社会に求められる事業領域を介護・医療・キャリア・ヘルスケア・シニアライフと定義し、日本及び海外において、各分野の従事者・事業者・エンドユーザに対し、情報がコアバリューとなるサービスを運営しています。

各分野における主なサービスの内容は下表のとおりです。

① 介護分野

サービス名	サービス内容	運営会社
カイボケ	介護事業者向け経営支援 (介護保険請求ソフト、求人広告、購買機能及び営業支援等)	当社
かいごDB	介護事業所検索及び高齢者向け住宅情報	
らいふード	高齢者向け食事宅配検索	
ケアマネドットコム	ケアマネジャー向けコミュニティ	
けあとも	介護/福祉職向けコミュニティ	
安心介護	介護をする家族向けのコミュニティ	
介護マスト	介護事業所経営者・管理者向け情報コミュニティ	
となりの介護	介護事業所に関するロコミ情報	
ハピすむ	リフォーム事業者情報	
ヘルプユー	生活支援サービス検索	

② 医療分野

サービス名	サービス内容	運営会社
PURE NURSE	看護師向け通信販売	株式会社 エス・エム・ エスキャリア (子会社)
看護師向け出版サービス	看護師向け専門情報誌等の出版	当社
ココヤク	薬剤師/薬学生向けコミュニティ	
ココヤク Di-pedia	医薬品情報データベース	
じむコム	事務長向け経営情報	
あいコン	事務長向け購買支援	
地域連携ONE	地域連携実務者向け情報	
ガレノス	理事長向け経営情報	
ナースプレス	看護師向け学術Webメディア	
エイル	地域医療連携支援システム	株式会社 エイル (子会社)

③ キャリア分野

サービス名	サービス内容	運営会社
PT/OT人材バンク	理学療法士/作業療法士/言語聴覚士向け人材紹介	株式会社 エス・エム・ エスキャリア (子会社)
ケア人材バンク	ケアマネジャー向け人材紹介	
カイゴジョブエージェント	介護職向け人材紹介	当社
カイゴジョブ	介護/福祉職向け求人情報 介護/福祉職向け合同就職/転職フェア	
カイゴジョブ学生版	介護/福祉系新卒学生向け求人情報 介護/福祉系新卒学生向け合同就職フェア	
シカトル	資格講座情報	
ナース人材バンク	看護師向け人材紹介	株式会社 エス・エム・ エスキャリア (子会社)
検査技師人材バンク	臨床検査技師向け人材紹介	
栄養士人材バンク	栄養士向け人材紹介	
放射線技師人材バンク	放射線技師向け人材紹介	
工学技士人材バンク	臨床工学技士向け人材紹介	
人事ソリューション	病院向けソリューションサービス	
ナース専科	看護師/看護学生向けコミュニティ	
ナース専科 求人ナビ	看護師向け求人情報 看護師向け合同就職/転職フェア	
ナース専科 就職ナビ	看護学生向け求人情報 看護学生向け就職情報誌 看護学生向け合同就職フェア	
看護奨学金Navi	高校生・看護学生向け奨学金情報	
エムスリーキャリア エージェント	医師向け人材紹介	エムスリーキ ャリア
薬キャリアエージェント	薬剤師向け人材紹介	株式会社 (持分法適用 関連会社)

④ ヘルスケア分野

サービス名	サービス内容	運営会社
なるカラ	健康に関するQ&Aサービス	当社
エイチエ	管理栄養士/栄養士向けコミュニティ	
認知症ねっと	認知症情報ポータル	
イクシル	妊娠・出産・育児情報	
ライブリー	アクティブシニア向けニュースコラム	

⑤ 海外分野

運営国	サービス内容	運営会社
シンガポール等13カ国	医療従事者・事業者向け医療情報サービス	MIMS Pte. Ltd. 等 (子会社)
韓国	看護師向けコミュニティ、求人情報等	Senior Marketing System Korea Co.,Ltd. (子会社)
スリランカ	患者向け医師とのアポイントメントサービス等	eChannelling PLC (子会社)
オーストラリア	病院向け医療費請求プロセス電子化サービス等	EHEALTHWISE SERVICES PTY LTD (子会社)

(9) 主要な拠点等（平成28年3月31日現在）

① 当社

本社	東京都港区芝公園二丁目11番1号
カイボケ札幌オフィス	北海道札幌市中央区
カイボケ名古屋オフィス	愛知県名古屋市中村区
カイボケ大阪オフィス	大阪府大阪市北区
カイボケ福岡オフィス	福岡県福岡市博多区
ケアプロフェッショナルアカデミー	東京都新宿区

② 子会社

株式会社エス・エム・エスキャリア	東京都港区（注）
株式会社エス・エム・エスサポートサービス	北海道札幌市中央区
株式会社エイル	東京都港区
株式会社エス・エム・エスメディケアサービス	東京都港区
株式会社エス・エム・エスフィナンシャルサービス	東京都港区
SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.	シンガポール
Senior Marketing System Korea Co., Ltd.	韓国
SMS PHILIPPINES HEALTHCARE SOLUTIONS INC.	フィリピン
PT. SENIOR MARKETING SYSTEM INDONESIA	インドネシア
PT. MEETDOCTOR	インドネシア
eChannelling PLC	スリランカ
EHEALTHWISE SERVICES PTY LTD	オーストラリア
Medica Asia (Holdco) Limited	イギリス
MIMS Pte. Ltd.	シンガポール
KIMS Limited	韓国
MIMS (Shanghai) Ltd.	中国
Wadoc Pte. Ltd.	シンガポール
MIMS (NZ) Limited	ニュージーランド

（注）株式会社エス・エム・エスキャリアの拠点：全国15事業所

(10) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 当社グループの従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,550名	573名増

(注) 従業員数は、当連結会計年度において573名増加しています。これは主に、MIMSグループを買収したこと、株式会社エス・エム・エスキャリアにおいて看護師人材紹介サービスの人員が増加したことによるものです。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
258名	34名増	32.8歳	2.9年

(注) 従業員数は、当社から子会社への出向社員23名を除く就業人員数です。

(11) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

株式会社三井住友銀行より19,000,000千円を借り入れております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 144,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 41,887,200株
 (3) 株主数 7,129名
 (4) 大株主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
諸 藤 周 平	10,199,600	25.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,143,900	5.28
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	1,782,300	4.39
田 口 茂 樹	1,727,600	4.26
ア ズ ワ ン 株 式 会 社	1,680,000	4.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,622,200	4.00
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST. BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM 常任代理人 香港上海銀行東京支店	1,340,000	3.30
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 常任代理人 香港上海銀行東京支店	1,093,870	2.69
エ ム ス リ ー 株 式 会 社	1,039,700	2.56
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	929,615	2.29

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,330,272株保有していますが、発行済株式の総数には含めて表示しています。また、大株主からは除外しています。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末に当社役員が有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

第7回新株予約権

新株予約権の発行決議日	平成23年8月18日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役(社外取締役を除く) 2名
新株予約権の数	当社取締役(社外取締役を除く) 32個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役(社外取締役を除く) 普通株式 12,800株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	85,024円(新株予約権1個当たり)
新株予約権の行使期間	平成28年8月19日から 平成33年8月18日まで

第8回新株予約権

新株予約権の発行決議日	平成24年7月19日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役(社外取締役を除く) 3名
新株予約権の数	当社取締役(社外取締役を除く) 72個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役(社外取締役を除く) 普通株式 28,800株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	187,100円(新株予約権1個当たり)
新株予約権の行使期間	平成29年7月20日から 平成34年7月19日まで

第9回新株予約権

新株予約権の発行決議日	平成25年7月17日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役(社外取締役を除く) 3名
新株予約権の数	当社取締役(社外取締役を除く) 144個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役(社外取締役を除く) 普通株式 28,800株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	148,600円(新株予約権1個当たり)
新株予約権の行使期間	平成30年7月18日から 平成35年7月17日まで

第10回新株予約権

新株予約権の発行決議日	平成26年7月16日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役(社外取締役を除く) 1名
新株予約権の数	当社取締役(社外取締役を除く) 1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役(社外取締役を除く) 普通株式 200,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	294,200円(新株予約権1個当たり)
新株予約権の行使期間	平成33年7月17日から 平成36年7月16日まで

(注) 当社は、平成25年4月1日付にて普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しました。また、当社は、平成27年1月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。これらの株式分割以前に発行し、株式分割時点において残存する新株予約権の目的となる株式の数については、株式分割の割合に応じて調整を行っています。

- (2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	後 藤 夏 樹	エムスリーキャリア株式会社取締役
取締役	川 口 肇	医療事業本部長
取締役	信 長 努	SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD. Managing Director
取締役	伍 藤 忠 春	日本製薬工業協会理事
常勤監査役	細 野 幸 男	セメダイン(株)監査役
監査役	松 林 智 紀	田辺総合法律事務所パートナー弁護士
監査役	矢 野 拓 也	サン共同会計事務所代表パートナー

- (注) 1. 平成28年4月1日付の組織変更に伴い、取締役川口肇は医療事業本部長に加え事業開発本部長も兼任しております。
2. 取締役伍藤忠春は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
3. 監査役細野幸男及び矢野拓也は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
4. 監査役細野幸男は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有するものです。
5. 監査役矢野拓也は、公認会計士・税理士として長年に渡り活躍しており、会計・税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有するものです。
6. 当社は、取締役伍藤忠春、監査役細野幸男及び矢野拓也を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
7. 平成27年6月24日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって監査役渡辺隆は退任し、また同株主総会において補欠監査役に選任されました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役	4名	101,520千円
監査役	4名	21,100千円
合計（うち社外取締役 及び社外監査役）	8名 (4名)	122,620千円 (17,500千円)

- (注) 1. 平成17年6月22日開催の第2期定時株主総会決議による取締役報酬限度額は、年額200,000千円、監査役報酬限度額は年額100,000千円です。
2. 報酬等の額には、取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプションとしての報酬等の額28,720千円を含めています。
3. 監査役の報酬等の額には、平成27年6月24日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれています。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役伍藤忠春は、日本製薬工業協会理事長であります。同協会と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役細野幸男は、セメダイン株式会社監査役であります。同社と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役矢野拓也は、サン共同会計事務所代表パートナーであります。同社と当社の間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	伍 藤 忠 春	当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席しました。介護・医療分野の豊富な知識・経験から意見を述べるなど、助言・提言を行っています。
常勤監査役	細 野 幸 男	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回、監査役会16回の全てに出席しました。企業経営で培った豊富な知見及び経験に基づく幅広い見地から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言、提言を行っています。
監査役	矢 野 拓 也	当事業年度に開催された取締役会のうち、監査役に就任後に開催された16回全て、同じく監査役会10回全てに出席しました。公認会計士・税理士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言、提言を行っています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役として有用な人材を迎えるとともに、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において、業務執行取締役を除く取締役、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより社外取締役1名及び監査役3名の合わせて4名全員は当社との間で、当該責任限定契約を締結しています。契約内容の概要は次のとおりです。

社外取締役、監査役は、その職務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、職務遂行にあたり、会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がない時に限り、会社法第425条第1項に定める額を限度として、その責任を負うものとする。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26,068千円
当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	26,068千円

(注) 1. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に係る報酬を監査契約において明確に区分しておりません。また、実質的にもその区分を明確にすることができないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの総額にて報酬等の記載を行っています。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任または再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

① 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

②処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

③処分理由

- ・ 他社の財務諸表の監査において、相当の注意を怠り、重要な虚偽のある財務諸表を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・ 運営が著しく不当と認められたため。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備のため、下記の通り内部統制基本方針を定めています。取締役会は、内部統制基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して適宜見直しを行い、適法かつ効率的な業務の執行体制を維持しています。なお、最終改訂は平成27年4月30日に取締役会にて決議しています。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹におき、当社及び当社子会社においてその徹底と継続的改善を図るため、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理に係る方針を定め、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- ②当社は、法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口及び顧問弁護士事務所を情報受領者とするグループ内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
- ③当社は、コンプライアンスを含むリスクマネジメントに係る規程を定め、リスクマネジメントを所管する部門が当社及び当社子会社におけるコンプライアンス対応を組織横断的に統括する。コンプライアンス対応活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
- ④内部監査部門は、当社及び当社子会社における、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理の状況を監査し、これらの活動を取締役会及び監査役に報告する。
- ⑤社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、当社及び当社子会社を挙げて毅然とした姿勢で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、取締役の職務執行に係る情報及びその管理について、対象文書と保存期間及び管理方法を規定し、文書化もしくは電磁的媒体に記録の上、経営判断に用いた関連資料と共に保存する。
- ②当社は、取締役または監査役からの要請があった場合に備え、情報の種類や特性に応じて適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社及び当社子会社の経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、影響、発生可能性を鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。
- ②リスクマネジメントを所管する部門が当社及び当社子会社におけるリスク対応を組織横断的に統括し、リスクマネジメント活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取り締役に報告する。
- ③当社は、災害、事故などの重大な事態が生じた場合の当社及び当社子会社における対応方針を規定し、これに基づいて緊急事態のレベルを判定し、迅速に対応を行うことにより損害の拡大を防止するとともに損失を最小限に留める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、当社及び当社子会社における取締役会をはじめとする各会体の運営方針、業務分掌・職務権限に関して規定し、取締役の職務、権限及び責任等を明確化する。また、取締役会に付議すべき事項を定め、その他の会議体、各部門責任者へ権限を委譲し、業務執行全般の効率的な運営を行う。
- ②当社及び当社子会社は、取締役会において事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。また、取締役は各部門と業務進捗会議を定期的実施することにより情報共有を迅速に行い、適切な経営判断を実施する。
- ③当社は、取締役会においてグループ戦略を定め、各部門および各子会社はグループ戦略を踏まえ自部門・個社の戦略を策定する。また、その進捗状況を定期的に取り締役会がモニタリングすることにより戦略の実行を担保する。
- ④当社は、取締役会に加えて、定期的に、取締役及び監査役並びに重要業務を執行する管理職で構成する経営会議を開催し、経営情報の共有化を図ると共に、重要な業務執行に関する事項について協議し、機動的な意思決定を行い、経営の効率化を進める。重要な子会社においても同様の体制を構築し、経営の効率化を図る。
- ⑤コーポレート部門は、経営管理・リスク管理・人事管理・業務管理の各項目で、取締役会の意思決定と事業部門の戦略実行をサポートする。重要な子会社においても同様の体制を構築し、個社の事業戦略に最適化したサポートを実施する。

5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、子会社の経営管理に関する方針を規程に定め、子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とすると共に、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な子会社の経営管理を行う。
- ②当社は、子会社の管理を行う所管部門を定め、子会社の管理責任者と連携して管理を行う。また、子会社に関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じて情報を関係者に提供する。
- ③当社が設置する内部通報窓口は、当社及び国内の当社子会社の全ての役員及び使用人が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図る。
- ④内部監査部門は、子会社の管理及び業務活動について監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①当社は、監査役が職務遂行のために補助者を必要とする場合に、監査役または監査役会と協議の上で必要な人員の配置を行う。
- ②補助使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査役会の事前の同意を得る。
- ③監査役より監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社及び当社子会社の取締役・監査役及び使用人は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに報告するものとし、当該報告が円滑になされるよう、コーポレート部門が支援を行う。
- ②当社は、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分や配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会、経営会議、その他の会議に出席するほか、必要に応じて取締役及び使用人から説明を受ける。
- ②監査役は、内部監査部門の監査と調整を図り、連携して監査を行う。また、監査役は会計監査人と定期的に協議を実施し、意見及び情報の交換を行う。
- ③当社は、監査役及び監査役会の職務の執行について生ずる費用については、通常の監査費用は期初に予算化し、計画外の費用については、監査職務の執行に必要でないとして明らかに認められる場合を除き、速やかにその前払い及び請求に応じる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当連結会計年度に実施した、当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務執行について

- ①取締役会規程その他の社内規程を制定し、取締役が法令や定款に則って行動するよう徹底しています。
- ②当連結会計年度において取締役会を21回開催し、各議案についての活発な意見交換・審議がなされ、意思決定及び監督機能の実効性を確保した運用がされています。また、取締役及び監査役並びに重要業務を執行する管理職で構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しています。
- ③必要に応じて職務権限規程等を見直し、重要度に応じ効率的かつ適切な意思決定がされる体制を維持しています。

2. 監査役の監査体制について

- ①監査役は、当連結会計年度において監査役会を16回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しています。
- ②監査役は、取締役会・経営会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行を監査し、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しています。
- ③監査役が稟議書等の重要資料を閲覧できる等、十分な情報を得られる環境を整備しています。

3. コンプライアンスに関する取組みについて

- ①個人情報保護について、当社及び子会社の計3社において「プライバシーマーク」を取得しており、制度に則った厳正な管理を実施しています。
- ②内部通報窓口を設け、コンプライアンス違反行為等を報告した者が、当該報告により不利な取り扱いを受けないようにするために、「内部通報者保護規程」を定め社内イントラネットに掲載して周知を図っています。
- ③社員のリスク感度向上のため、コンプライアンス違反の事例やケーススタディを定期的にメールにて配信するとともに、社内イントラネットにも掲載しています。
- ④内部監査室にて、当社グループにおける内部統制システムの運用状況について開示すべき重要な不備がないかのモニタリングを行っています。

4. 当社子会社における業務の適正の確保について

- ①一定の基準に該当する重要事項については、最終意思決定前に当社の取締役会・経営会議等での報告・承認を求めることを子会社職務権限規程に定め、適切な経営がなされることを監督する体制をとっています。これに従い、当社が決裁すべきと定められた子会社の重要事項については、子会社と協力して意思決定を行うと共に、当社が報告を受けるべき子会社の重要事項の報告を受けています。

5. 反社会的勢力排除について

- ①「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関と連携しながら、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っています。
- ②取引先について厳正なチェックを行い、また、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込む等により反社会的勢力との取引を防止するよう努めています。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長への投資を優先した上で、財務の状況を勘案し、配当の実施と金額を決定することを基本方針としています。

当連結会計年度においては、利益還元として株主配当を実施できる状況にあると判断しました。平成28年3月期の1株当たり期末配当につきましては、前期と同額の7円といたしたいと存じます。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,175,712	流動負債	25,914,499
現金及び預金	5,291,707	買掛金	451,116
売掛金	3,982,752	短期借入金	19,002,638
商品及び製品	95,830	未払金	3,443,188
仕掛品	31,185	未払費用	232,160
貯蔵品	6,770	未払法人税等	947,942
未収入金	1,891,531	未払消費税等	100,331
前払費用	685,224	前受金	1,102,636
繰延税金資産	268,219	預り金	45,718
その他	140,001	賞与引当金	373,715
貸倒引当金	△ 217,510	返金引当金	129,785
固定資産	29,514,090	その他	85,266
有形固定資産	428,330	固定負債	2,617,637
建物	383,400	退職給付に係る負債	111,938
減価償却累計額	△ 151,756	繰延税金負債	2,442,393
建物(純額)	231,643	その他	63,305
工具、器具及び備品	515,019	負債合計	28,532,136
減価償却累計額	△ 366,414	(純資産の部)	
工具、器具及び備品(純額)	148,605	株主資本	8,413,190
機械装置及び運搬具	110,080	資本金	304,166
減価償却累計額	△ 61,999	利益剰余金	9,145,508
機械装置及び運搬具(純額)	48,081	自己株式	△ 1,036,485
無形固定資産	27,303,627	その他の包括利益累計額	145,482
のれん	12,874,322	その他有価証券評価差額金	9,888
ソフトウェア	1,335,532	為替換算調整勘定	135,593
商標権	10,046,813	新株予約権	80,108
顧客関係資産	3,046,910	非支配株主持分	4,518,884
その他	50		
投資その他の資産	1,782,132		
投資有価証券	1,025,966		
繰延税金資産	211,138		
敷金及び保証金	516,448		
その他	28,578	純資産合計	13,157,666
資産合計	41,689,802	負債純資産合計	41,689,802

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		19,069,101
売上原価		2,204,290
売上総利益		16,864,810
販売費及び一般管理費		14,108,270
営業利益		2,756,539
営業外収益		
受取利息	10,885	
有価証券利息	453	
持分法による投資利益	781,798	
その他	39,059	832,197
営業外費用		
為替差損	35,957	
支払利息	35,738	
その他	7,256	78,952
経常利益		3,509,785
特別利益		
投資有価証券売却益	240,038	240,038
特別損失		
固定資産除却損	4,853	
減損損失	16,000	
投資有価証券評価損	83,257	
関係会社株式売却損	18,985	
貸倒引当金繰入額	50,567	173,662
税金等調整前当期純利益		3,576,161
法人税、住民税及び事業税	1,265,170	
法人税等調整額	△ 98,415	1,166,754
当期純利益		2,409,406
非支配株主に帰属する当期純利益		143,893
親会社株主に帰属する当期純利益		2,265,512

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 余 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年4月1日高	304,166	7,249,161	△ 1,036,485	6,516,843
連結会計年度中の額				
剰余金の配当	-	△ 283,898	-	△ 283,898
親会社株主に帰属する当期純利益	-	2,265,512	-	2,265,512
連結範囲の変動に伴う剰余金の増減	-	△ 23,025	-	△ 23,025
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	△ 62,241	-	△ 62,241
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-
連結会計年度中の合計	-	1,896,347	-	1,896,347
平成28年3月31日高	304,166	9,145,508	△ 1,036,485	8,413,190

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成27年4月1日高	10,403	287,523	297,926	47,339	61,133	6,923,242
連結会計年度中の額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△ 283,898
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	2,265,512
連結範囲の変動に伴う剰余金の増減	-	-	-	-	-	△ 23,025
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	△ 62,241
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 514	△ 151,929	△ 152,444	32,769	4,457,751	4,338,076
連結会計年度中の合計	△ 514	△ 151,929	△ 152,444	32,769	4,457,751	6,234,423
平成28年3月31日高	9,888	135,593	145,482	80,108	4,518,884	13,157,666

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	39社
・主要な連結子会社の名称	株式会社エス・エム・エスキヤリア 株式会社エス・エム・エスサポートサービス 株式会社エイル 株式会社エス・エム・エスメディケアサービス 株式会社エス・エム・エスフィナンシャルサービス SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD. Senior Marketing System Korea Co., Ltd. 搜夢司（北京）諮詢服務有限公司 知恩絲網絡科技（上海）有限公司 知恩思資訊股份有限公司 台灣健康宅配科技股份有限公司 SMS PHILIPPINES HEALTHCARE SOLUTIONS INC. PT. SENIOR MARKETING SYSTEM INDONESIA PT. MEETDOCTOR SENIOR MARKETING SYSTEM SDN.BHD. Centium Software Sdn Bhd SENIOR MARKETING SYSTEM (THAILAND) CO., LTD. eChannelling PLC EHEALTHWISE SERVICES PTY LTD Medica Asia (Holdco) Limited MIMS Pte. Ltd. KIMS Limited MIMS (Shanghai) Ltd. MediData Zhuhai Ltd. MIMS (Hong Kong) Limited MIMS Events (Hong Kong) Limited MediMarketing, Inc. PT Medidata Indonesia MIMS Medica Sdn Bhd Wadoc Pte. Ltd. Medidata Pte. Ltd. MIMS Integrated Pte. Ltd. Medidata (Thailand) Ltd. TIMS (Thailand) Ltd.

UBM Medica India Private Limited.
MIMS Australia Pty Ltd
Medica Asia Australia (Holdco) Pty Limited
Medica Asia Australia Pty Limited
MIMS (NZ) Limited

平成27年4月1日付で株式会社エイルの発行済株式の72.2%を取得し子会社化いたしました。

平成27年4月1日付でSMS KOREA CO., LTD.を清算終了し連結の範囲から除外いたしました。

平成27年8月6日付でシンガポールにて、シンガポールにおける連結子会社SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.が100%出資の子会社としてWadoc Pte. Ltd.を設立いたしました。

平成27年10月7日付でMIMSグループの持株会社であるMedica Asia (Holdco) Limited社の60.0%を取得し子会社化いたしました。

平成28年3月1日付で株式会社ピュアナースは株式会社エス・エム・エスキュリアと合併し連結の範囲から除外いたしました。

平成28年3月28日付でSMS Vietnam Company Limited.の全持分を売却し連結の範囲から除外いたしました。
なお、非連結子会社であったPT. MEETDOCTORは、重要性が増したため、当連結会計年度末より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の数
- ・ 非連結子会社の名称

2社

Time Creation Limited
This Source (Pvt) Ltd

- ・ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法を適用した関連会社の数

3社

- ・ 持分法を適用した関連会社の名称

エムスリーキャリア株式会社
VIET NAM HIGH TECHNOLOGY SERVICES AND SOLUTIONS
PROVIDING JOINT STOCK COMPANY
Luvina Software Joint Stock Company

平成28年1月22日付で株式会社QLifeの全株式を売却し持分法の範囲から除外いたしました。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法を適用していない非連結子会社の数

2社

- ・ 持分法を適用していない非連結子会社の名称

Time Creation Limited
This Source (Pvt) Ltd

- ・ 持分法を適用していない関連会社の数

1社

- ・ 持分法を適用していない関連会社の名称

HelpingDoc Private Limited

- ・ 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社エス・エム・エスカリア、株式会社エス・エム・エスサポートサービス、株式会社エイル、株式会社エス・エム・エスメディケアサービス、株式会社エス・エム・エスフィナンシャルサービス及びeChannelling PLCの決算日は3月末日であり、連結決算日（3月末日）と一致しております。

また、上記以外の連結子会社の決算日は、いずれも12月31日です。連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品、仕掛品、貯蔵品 主として移動平均法による原価法を採用しております。
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 3～9年

機械装置及び運搬具 2～5年

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア 社内利用可能期間（5年以内）

商標権 非償却

顧客関係資産 12年

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 返金引当金

当社と事業者間の人材紹介取引契約書の返金制度に基づき、求職者の退社に伴う返金の支払いに備えるため、実績率により返金見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- | | |
|--------------------------|--|
| イ. のれんの償却方法及び償却期間 | のれんについては、その効果の及ぶ期間（20年以内）に基づき定額法により償却を行っております。 |
| ロ. 消費税等の処理方法 | 税抜方式によっております。 |
| ハ. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。 |
| ニ. 退職給付に係る負債の計上基準 | 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 |

2. 表示方法の変更に関する注記

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	41,887,200株	—	—	41,887,200株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	1,330,272株	—	—	1,330,272株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	283,898	7	平成27年3月31日	平成27年6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	283,898	7	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(4) 新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			
		当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度期末
平成23年8月決議 (第7回) ストック・オプション	普通株式	54,400	—	16,000	38,400
平成24年7月決議 (第8回) ストック・オプション	普通株式	91,200	—	19,200	72,000
平成25年7月決議 (第9回) ストック・オプション	普通株式	100,800	—	28,800	72,000
平成26年7月決議 (第10回) ストック・オプション	普通株式	200,000	—	—	200,000
合計	—	446,400	—	64,000	382,400

(注) 上表の新株予約権は、第7回分については平成28年8月19日より、第8回分については平成29年7月20日より、第9回分については平成30年7月18日より、第10回分については平成33年7月17日より権利行使可能となります。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、営業活動によって獲得した資金を以て事業運営を行うことを原則としております。また、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、そのほとんどが2ヵ月以内の入金期日となっており、顧客の信用リスクは限定的です。また当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

敷金及び保証金は、主に本社・事業所建物の賃貸借契約に伴うものです。その差入先に対する信用リスクについては、賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

営業債務である未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社は、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

短期借入金は、主にM&Aにおける株式取得を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されますが、今後の事業計画や資金需要等を踏まえた資金繰計画を随時検討するなどの方法により、そのリスクを回避しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	5,291,707	5,291,707	—
② 売掛金	3,982,752	3,982,752	—
貸倒引当金	△171,014	△171,014	—
	3,811,737	3,811,737	—
③ 未収入金	1,891,531	1,891,531	—
④ 敷金及び保証金	516,448	503,627	△12,821
資産合計	11,511,425	11,498,604	△12,821
⑤ 短期借入金	19,002,638	19,002,638	—
⑥ 未払金	3,443,188	3,443,188	—
⑦ 未払法人税等	947,942	947,942	—
負債合計	23,393,769	23,393,769	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

①現金及び預金、②売掛金、③未収入金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

④敷金及び保証金

これらは主に本社及び事業所の賃貸借契約に伴うものです。時価については、本社及び事業所別の敷金及び保証金から将来の発生が予想される原状回復費見込額を控除したのに対し、合理的な利率で割り引いた現在価値によっております。

⑤短期借入金、⑥未払金、⑦未払法人税等

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券 非上場株式	1,025,966

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

区 分	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）
現金及び預金	5,263,019	—
売掛金	3,982,752	—
投資有価証券	—	40,150

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 211円03銭
 (2) 1株当たり当期純利益 55円86銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. その他の注記

（企業結合に関する注記）

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Medica Asia (Holdco) Limited 社
 事業の内容 医療従事者向け医薬情報サービスの提供

(2) 企業結合を行った主な理由

MIMSグループをアジア・オセアニア地域での事業展開の核とすることで、当社海外戦略を協力を推進し、更なる成長を実現していくためです。

(3) 企業結合日

平成27年10月7日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

取得後の議決権比率 60%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による現金を対価とした持分の取得であるため。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

平成27年10月1日から平成27年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	18,413,839千円
取得原価		18,413,839千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

11,920,862千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力から発生したものです。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,914,880千円
固定資産	13,575,595千円
資産合計	15,490,475千円
流動負債	2,482,056千円
固定負債	2,450,646千円
負債合計	4,932,703千円

6. のれん以外の無形資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに主要な種類別の償却期間

商標権	9,992,668千円	償却期間	非償却
顧客関係資産	3,094,968千円	償却期間	12年

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

概算額の算定が困難であるため試算しておりません。

貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,870,362	流 動 負 債	20,479,372
現金及び預金	2,577,617	短期借入金	19,000,000
売掛金	1,288,854	未払金	951,520
商品及び製品	64,468	未払費用	41,733
仕掛品	4,031	未払法人税等	431,266
貯蔵品	4,619	前受金	9,516
未収入金	149,908	預り金	30,487
前払費用	491,656	その他	14,848
繰延税金資産	60,775	固 定 負 債	13,563
関係会社短期貸付金	277,385	長期預り保証金	13,563
その他	513	負 債 合 計	20,492,935
貸倒引当金	△ 49,469	(純 資 産 の 部)	
固 定 資 産	24,548,381	株 主 資 本	8,845,491
有 形 固 定 資 産	166,864	資 本 金	304,166
建物	164,076	資 本 剰 余 金	279,151
減価償却累計額	△ 69,744	資本準備金	279,151
建物(純額)	94,331	利益剰余金	9,298,658
工具、器具及び備品	229,186	その他利益剰余金	9,298,658
減価償却累計額	△ 156,653	繰越利益剰余金	9,298,658
工具、器具及び備品(純額)	72,532	自 己 株 式	△ 1,036,485
無 形 固 定 資 産	908,309	評 価 ・ 換 算 差 額 等	208
ソフトウェア	908,259	その他有価証券評価差額金	208
その他	50	新 株 予 約 権	80,108
投資その他の資産	23,473,207		
投資有価証券	62,175		
関係会社株式	22,857,962		
関係会社出資金	37,944		
関係会社長期貸付金	5,596		
敷金及び保証金	264,866		
繰延税金資産	269,937		
その他	21,339		
貸倒引当金	△ 46,613	純 資 産 合 計	8,925,809
資 産 合 計	29,418,744	負 債 純 資 産 合 計	29,418,744

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,810,685
売 上 原 価		617,703
売 上 総 利 益		8,192,982
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,323,118
営 業 利 益		869,863
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,897	
有 価 証 券 利 息	453	
受 取 配 当 金	782,521	
業 務 受 託 手 数 料	708,376	
そ の 他	52,235	1,545,483
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	4,670	
支 払 利 息	26,306	
そ の 他	1,151	32,129
経 常 利 益		2,383,217
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	300,501	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	326,408	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,701	629,611
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,410	
減 損 損 失	16,000	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	8,329	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	49,999	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	36,876	114,616
税 引 前 当 期 純 利 益		2,898,212
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	588,935	
法 人 税 等 調 整 額	106,588	695,523
当 期 純 利 益		2,202,689

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 利 余 本 金	利 利 余 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 準 備 本 金	そ の 他 利 益 剩 余 金			
			繰 越 利 益 剩 余 金			
平成27年4月1日高	304,166	279,151	7,379,868	△ 1,036,485	6,926,701	
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	△ 283,898	-	△ 283,898	
当期純利益	-	-	2,202,689	-	2,202,689	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	1,918,790	-	1,918,790	
平成28年3月31日高	304,166	279,151	9,298,658	△ 1,036,485	8,845,491	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 子 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成27年4月1日高	329	329	47,339	6,974,370
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△ 283,898
当期純利益	-	-	-	2,202,689
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 121	△ 121	32,769	32,648
事業年度中の変動額合計	△ 121	△ 121	32,769	1,951,438
平成28年3月31日高	208	208	80,108	8,925,809

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権	761,908千円
関係会社に対する金銭債務	139,513千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	4,689,402千円
営業取引以外の取引	1,631,244千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	1,330,272株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	40,688千円
貸倒引当金繰入限度超過額	29,539千円
返品調整引当金	1,203千円
ソフトウェア減価償却超過額	81,123千円
関係会社出資金評価損	35,848千円
関係会社株式評価損	18,925千円
資産除去債務否認	9,345千円
減損損失	4,899千円
会社分割関連	90,750千円
その他	18,479千円
繰延税金資産合計	<u>330,805千円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	<u>91千円</u>
繰延税金負債合計	<u>91千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>330,713千円</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

当社のリース取引は全て事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりの金額が少額であるため、注記を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社

種類	会社名 等称	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	株式会社 エス・エム・ エスキャリア	(所有) 直接 100%	業務受託 役員の兼任	人材紹介 関連事業 の一部業 務受託 (注)	3,900,803	売掛金	418,199
				管理業務 受託	708,376	未収入金	-
				短期借入	500,000	短期借入金	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等は以下のとおりです。

(注) 業務受託収入については、実績に応じた収入額の算定を行っております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 218円11銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 54円31銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社エス・エム・エス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 淳 史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 広 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エス・エム・エスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エス・エム・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社エス・エム・エス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 淳 史 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井 広 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エス・エム・エスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、会計監査人が金融庁から行政処分を受けたことについて、業務改善状況等の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

株式会社エス・エム・エス 監査役会

常 勤 監 査 役 細 野 幸 男 ㊟
(社外監査役)

監 査 役 松 林 智 紀 ㊟

監 査 役 矢 野 拓 也 ㊟
(社外監査役)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、成長への投資を優先した上で、財務の状況を勘案し、配当の実施と金額を決定することを基本方針としております。このような方針に基づき当期につきましては、配当を実施できると判断いたしましたので、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円、総額283,898,496円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図ることを目的として、監査役会設置会社から、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、経営の効率性を高め、権限委譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委任に関する規定の新設その他の所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結のときをもって、効力を生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人) 第10条 (省略) 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって</u>選定し、公告する。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u>選定し、公告する。</p>
<p>(員数) 第20条 当会社の取締役は9名以内とする。 (新設)</p>	<p>(員数) 第20条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は9名以内とする。 2 <u>当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u>選任する。</p>
<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設) (新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第24条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 (省略) (新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 (現行どおり) 2 <u>前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を招集することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について取締役の全員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について取締役の全員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第29条 当社は、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令が定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令が定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。</p>
<p>第30条 (省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第32条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第32条 (省略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第33条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第34条 当社は監査等委員会を置く。</p>
<p>(員数) 第34条 当社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設) 第35条 当社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>第35条～第37条 (省略)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の決議の方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) 第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規則) 第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査等委員会規則) 第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第41条～第42条 (省略)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第43条～第45条 (省略)</p>	<p>第39条～第41条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等) 第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第47条～第50条 (省略)</p>	<p>第43条～第46条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第13期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役4名全員は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式株数
1	ごとう なつ き 後藤 夏樹 (昭和51年2月25日生)	平成16年4月 アイ・ビー・エム ビジネスコンサル ティング サービス(株)入社 平成19年5月 (株)ベイカレントコンサルティ ング入社 平成19年12月 当社入社 平成20年4月 当社経営企画室長 平成21年3月 当社管理本部長 平成21年6月 当社取締役 平成25年4月 当社海外事業本部長 平成26年4月 当社代表取締役社長 (現任) 当社介護事業本部長 (重要な兼職の状況) エムスリーキャリア(株)取締役	普通株式 44,029株
2	かわぐち はじめ 川口 肇 (昭和42年2月7日生)	平成元年4月 (株)住友銀行入行 平成2年2月 中央クーパース・アンド・ライ ブランド入社 平成5年7月 アクセンチュア(株)入社 平成16年8月 カート・サーモン・アソシエイ ツ入社 平成23年9月 当社入社 平成24年1月 当社事業開発部長 平成24年4月 当社事業開発本部長 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成25年4月 当社医療事業本部長(現任) 平成28年4月 当社事業開発本部長(現任)	普通株式 9,097株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式株数
3	すぎぎきまさひと 杉崎政人 (昭和50年10月15日生)	平成10年4月 三井リース事業(株)(現JA三井リース(株))入社 平成16年3月 (株)アッカ・ネットワークス入社 平成21年4月 当社入社 平成21年10月 当社総務部長 平成23年4月 当社経営管理部長 平成27年4月 当社経営管理本部長(現任) (重要な兼職の状況) エムスリーキャリア(株)監査役	普通株式 5,061株

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉崎政人氏は新任取締役候補者であります。
3. 杉崎政人氏を新任取締役候補者とした理由は、経営企画・経理財務・法務・総務部門の責任者を務めるなど、経営全般に関する経験・実績・見識を有しており、当社の企業価値の持続的向上の実現に適任であると判断したからであります。
4. 上記各候補者の所有する当社の株式数には、持株会の持分が含まれております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認が決議された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式株数
1	ごとうただはる 伍藤忠春 (昭和25年1月9日生)	昭和48年4月 厚生省（現厚生労働省）入省 平成15年8月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 平成17年11月 (財)長寿社会開発センター理事長 平成19年11月 当社社外取締役（現任） 平成22年9月 日本製薬工業協会理事長（現任） (重要な兼職の状況) 日本製薬工業協会理事長	普通株式 3,963株
2	まつばやしともき 松林智紀 (昭和48年2月5日生)	平成12年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属弁護士となる） 田辺総合法律事務所入所 平成14年7月 日本銀行入行 平成16年2月 田辺総合法律事務所復帰 平成19年11月 当社社外取締役 平成19年12月 田辺総合法律事務所パートナー（現任） 平成22年6月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況) 田辺総合法律事務所パートナー	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式の数
3	矢野拓也 (昭和54年4月20日生)	<p>平成14年10月 中央青山監査法人入社</p> <p>平成18年11月 日興プリンシパル・インベストメンツ㈱入社</p> <p>平成21年6月 矢野公認会計士事務所・矢野拓也税理士事務所開業</p> <p>平成21年9月 ㈱スマイルスタッフ監査役</p> <p>平成22年1月 サン共同会計事務所代表パートナー(現任)</p> <p>平成23年7月 ㈱DoCLASSE入社</p> <p>平成24年3月 ㈱朝日アドテック監査役(現任)</p> <p>平成25年10月 ㈱FNC MUSIC JAPAN INC. 監査役(現任)</p> <p>平成25年11月 ㈱アイジェット取締役(現任)</p> <p>平成26年12月 ㈱マーキュリーファイナンシャルブレイン代表取締役</p> <p>平成27年1月 東日興産㈱監査役(現任)</p> <p>平成27年6月 当社社外監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) サン共同会計事務所代表パートナー</p>	—

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 伍藤忠春氏、松林智紀氏及び矢野拓也氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、伍藤忠春氏及び矢野拓也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、松林智紀氏の選任が承認可決された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
3. 伍藤忠春氏、松林智紀氏及び矢野拓也氏を社外取締役候補者とした理由は、以下の通りであります。
- (1) 伍藤忠春氏につきましては、厚生労働省在籍時の知見並びに現在の理事長職を通じ、当社の事業環境への深い理解と見識があり、当社の足元の事業展開のみならず、長期的展開につき大所高所からの助言を期待でき、さらに、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できるからであります。
- (2) 松林智紀氏につきましては、弁護士として長年にわたり活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有し、さらに、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できるからであります。なお、同氏は田辺総合法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間で、法律顧問契約の取引関係がありますが、契約金額は当社及び同法律事務所それぞれの

- 年間売上高に対し僅少であり、同氏は当社の依頼案件に関与していないことから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
- (3) 矢野拓也氏につきましては、公認会計士・税理士として長年にわたり活躍しており、会計・税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有し、さらに、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できるからであります。
4. 伍藤忠春氏、松林智紀氏及び矢野拓也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は伍藤忠春氏との間で、上記責任限定契約を継続し、松林智紀氏及び矢野拓也氏との間で、上記責任限定契約と同内容の契約を締結する予定であります。
 5. 伍藤忠春氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって8年7ヶ月となります。
 6. 伍藤忠春氏の所有する当社の株式数には、持株会の持分が含まれております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株 式株数
ほそ 細 の 野 ゆき 幸 お 男 (昭和21年12月2日生)	昭和45年4月 同和火災海上保険(株) (現あいおいニッセイ同和損害保険(株)) 入社 平成11年6月 同社取締役商品企画開発部長 平成14年4月 同社取締役自動車保険部長 平成15年6月 同社監査役 平成19年6月 ニッセイ同和損害保険調査(株) (現あいおいニッセイ同和損害保険調査(株)) 監査役 平成20年5月 (株)東京衡機製造所 (現(株)東京衡機) 監査役 平成20年6月 セメダイン(株)監査役 (現任) 平成21年12月 上海參和商事有限公司監事 平成23年1月 無錫三和塑料製品有限公司監事 平成26年6月 当社常勤監査役 (現任) (重要な兼職の状況) セメダイン(株)監査役	普通株式 437株

- (注) 1. 細野幸男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 細野幸男氏は補欠の社外取締役候補者であります。本議案が承認可決された場合において、細野幸男氏が社外取締役に就任したときは、当社は、細野幸男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 細野幸男氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識があり、さらに、一般株主と利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できるからであります。
4. 本議案が承認可決された場合において、細野幸男氏が監査等委員である取締役に就任したときは、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 細野幸男氏の所有する当社の株式数には、持株会の持分が含まれております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成17年6月22日開催の第2期定時株主総会において、年額200,000千円以内としてご承認いただき、今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、月額報酬、ストックオプションとしての新株予約権を対象とするものとして年額200,000千円以内とさせていただきますたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給分とは含まないものといたします。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

改定後の報酬額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して発行するストックオプションとしての新株予約権の内容は、以下のとおりであり、取締役会の決議により新株予約権を割当てることとし、その細目及びその他の内容については取締役会の決議によって定めるものといたします。

1. 取締役に對し新株予約権を發行する理由

当社の取締役の業績向上に対する意欲、士気をより一層高め、企業価値の増大を図ることを目的として、職務遂行の対価として、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. ストックオプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

各事業年度において、当社普通株式35,000株を上限とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度において、350個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。）

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から10年を経過するまでの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任した場合はこの限りではない。
また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100,000千円以内とさせていただきたく存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

メ モ

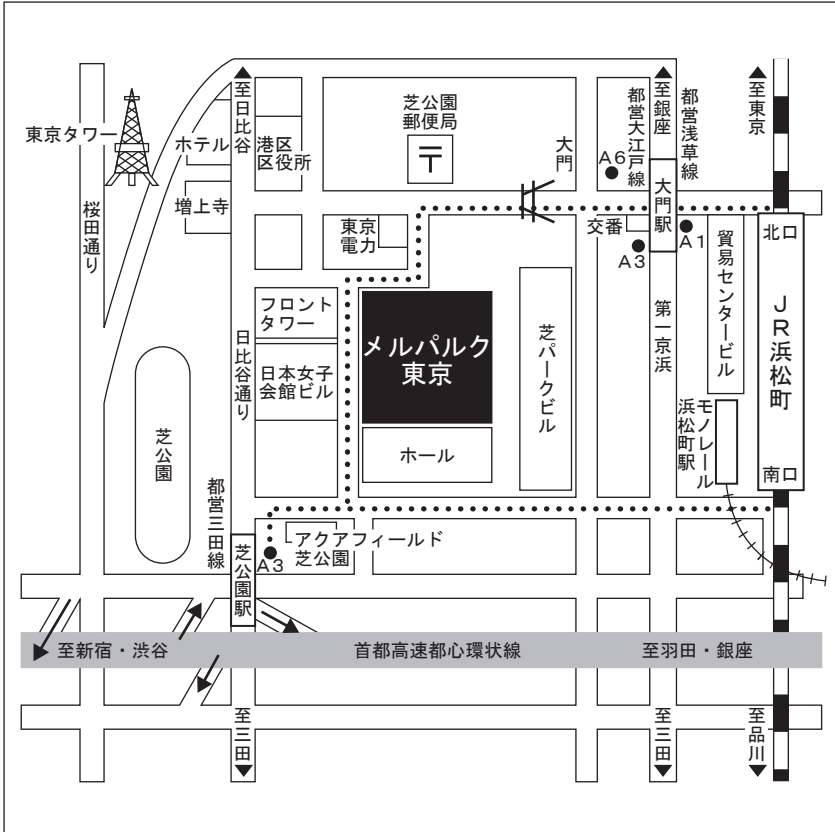
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園二丁目5番20号

メルパルク東京 5階 「瑞雲（ずいうん）」

電話 03 (3433) 7211



最寄駅

都営地下鉄 三田線 芝公園駅(A3出口)より徒歩2分

都営地下鉄 浅草線・大江戸線 大門駅(A3・A6出口)より徒歩4分

J R 山手線・京浜東北線 浜松町駅(北口・南口)より徒歩8分

モノレール 浜松町駅(北口)より徒歩8分